

「渋谷駅中心地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針変更（案）」に対する意見概要

■意見募集期間：平成31年2月4日～平成31年2月15日
平成31年2月8日（意見交換会）

■意見数 ：意見募集 2件（2名）
 意見交換会 参加者23名

■主な意見とその対応

項目	意見の要旨	渋谷区の考え方・対応
区域	区域はどう決まったのですか。	渋谷駅周辺で計画されていた複数の大規模開発を含む区域で検討を行い、大規模開発に伴う地区計画の策定区域に合わせた区域を指定しました。
	今後、駅周辺で、大規模開発が計画されており、区域の変更が必要だと思いますが、検討していますか。	今後の大規模開発の動向も踏まえ、区域の変更の検討を行っていきます。
夜間照明等	夜間照明については、建物ばかりがクローズアップされるのではなく、人にも光が当たるように計画してほしいです。	人の動きにも光を当てる計画は大切であると考えます。指針には、「人の動き、に焦点をあてた照明計画によって、アクティビティが感じられるよう配慮する。」と記載しております。
	東京都景観計画の夜間照明の項目には、建築物の高層部では色や過度な動きによる演出を避ける事とありますが、本案に記載がありません。	渋谷らしいにぎわいを形成する上で、照明による演出も必要であると考えます。ただし、周辺環境に配慮し、過度な演出とならないように、協議・調整を行っていきます。

<p>夜間照明等</p>	<p>忠犬ハチ公銅像は観光資源である事から、「敷地内に歴史的な遺構やシンボリックな樹木などの景観資源がある場合は、それらを効果的に演出する照明を行う。」等の文言を追加すべきだと思います。</p>	<p>公共空間に関しては、別途調整している会議がありますので、夜間照明のあり方についても、渋谷駅中心地区デザイン会議と連携し議論していきます。また、広場等のにぎわいと連携した照明計画となるよう誘導していきます。</p>
	<p>東京都景観計画の夜間照明の項目には、省エネルギーに配慮するとありますが、本案に記載がありません。</p>	<p>LED照明等の使用が望ましいですが、環境性能がよいものでなくても、にぎわい演出に資する場合は設置を認めていきます。「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」等により省エネルギー基準への適合義務があり、建物全体としては省エネルギーが図られるものと考えます。</p>
<p>屋外広告物等</p>	<p>東京都景観計画には「建築物の屋上には屋外広告物を設置しない。」とありますが、渋谷の場合には、屋上部分のにぎわいも必要だと思います。</p>	<p>本指針は、開発諸制度等を活用した大規模建築物が対象であり、他の一般的な建築物は対象ではありません。大規模建築物については一般的な建築物よりも厳しい基準となっています。</p>
	<p>プロジェクションマッピングや広告・映像など、指針の変更によって可能になりますか。</p>	<p>防災等の情報発信やまちの良好なマネジメント等の実現に必要であり、にぎわい形成や良好な景観形成に寄与すると渋谷駅中心地区デザイン会議で認められた場合など、地域特性や条件を踏まえて推奨していきます。ただし、屋外広告物条例など他の法令の制限が別途適用されます。</p>
	<p>屋外広告物の基準について、東京都景観計画のただし書きには「その限りでない」とありますが、渋谷の指針変更案（屋外広告物の基準の6）では、「一般的な基準によらない」と書き方が違います。無秩序に広告を設置してよいということですか。</p>	<p>「一般的な基準によらない」としていましたが、分かりづらいため、「大規模建築物等の建築等に係る景観形成基準によらないことができる。」と修正します。 デザイン会議で協議・調整を行うほか、屋外広告物条例の規制が別にかかりますので、無秩序に広告が設置されることはないと考えます。</p>

渋谷駅中心地区デザイン会議	本変更案の屋外広告物等の中で「渋谷駅中心地区デザイン会議」が協議・調整を行い決定するとあるが、デザイン会議は“協議”であり、“調整”は「渋谷駅中心地区まちづくり調整協議会」に於いて地元が関与して行うべきだと思います。	渋谷駅中心地区デザイン会議は「大規模建築物ごとに景観・デザインを議論し、個性を活かしながら複数の大規模建築物の相互の調整を行う体制」として設置しており、景観形成基準の個別の項目についても「協議・調整を行う」と記載しています。渋谷駅周辺地域の整備に関する調整会議において、地元の皆様との情報共有や調整を図りながら、良好な景観形成の推進に努めます。
	デザイン会議で協議・調整とありますが、デザイン会議は永続的にあるのですか。	今後も継続していく予定です。
その他	変更案の意見を募集していますが、公開しますか。	意見概要をホームページで公開します。また当該指針の変更を東京都に申請する際に、意見概要を添付します。
	補助18号線の沿道は、山手線から見ると、この地区のイメージを代表する景観となるように思いますが、景観協議はどうなっていますか。	特定区域景観形成指針の区域内であり、補助18号線はこれから桜丘地区再開発で整備されるため、指針の基準に基づいて、渋谷駅中心地区デザイン会議で沿道の景観の調整を行います。
	渋谷駅から猿樂橋までの間は区域に入っていますか。	区域内です。開発諸制度を活用した大規模建築物等が計画される場合は、本指針に基づき協議・調整を行っていきます。

その他	渋谷川の景観は良くなったが、川に面する建物の景観はどう考えますか。	渋谷三丁目地区計画（H25）において、渋谷川に面して、景観に配慮するように定めてありますので、今後の建替え等の時に指導していきます。
	無電柱化は大事だと思いますが、どうなっていますか。	当指針では、具体的には無電柱化についての定めは設けておりませんが、本指針の対象となる大規模建築物については、開発区域内の道路の無電柱化が義務付けられています。
	自動販売機があちこちにあるのは景観上よくないと思います。	規制する法律がないので、今後の課題と認識しています。
	現在銀座線の車庫となっているところをリノベーションして駅にさせていただくことが可能かご検討をお願いします。	ご意見の内容について、事業者にお伝えします。